

議案第60号

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、八広
はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
八広はなみずき 児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番 3号池袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカーズ コープ 代表理事 田嶋 羊子	令和3年4月1日から令 和8年3月31日まで

(提案理由)

八広はなみずき児童館の指定管理者を指定する必要がある。